

たつの市妊活応援金給付事業のご案内

たつの市では、特定の不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦の心理的・経済的負担の軽減を図るとともに、不妊治療と社会生活を両立できるまちを目指し、妊活応援金を給付しています。

対 象 (要件)	特定の不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた、法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦で、給付を受けようとする特定の不妊治療の期間及び給付の申請日においてたつの市に住所があること。
給付額	1回の治療につき5万円（1年度につき3回まで：上限15万円） ※年齢及び通算給付回数の制限はありません。
申請方法	<p>《申請期限》 特定の不妊治療を終了した日の属する年度の3月末日</p> <p><u>※複数回の治療をまとめて申請いただくことは避けていただき、可能な限り治療終了後、1回毎に申請をしていただくよう、ご協力をお願いします。</u></p> <p>《申請書類》 ◎必ず必要な書類 ①妊活応援金給付申請書兼請求書 ②妊活応援金給付事業受診証明書（主治医が記入） ③事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合に限る）</p> <p>○省略できる場合がある書類 ④その他市長が必要と認める書類 ※夫婦が別住所である等、夫婦関係（続柄）の確認が特に必要なときは、戸籍謄本等の書類をもとめることがあります。</p>
申請受付	たつの市健康課（はつらつセンター内） 電話0791-63-5121
助成金支給	申請受付の翌月に指定口座へ振り込みにて支給